

(証券コード 3226)

2021年4月26日

投資主各位

東京都中央区日本橋一丁目4番1号  
日本アコモデーションファンド投資法人  
執行役員 池田 孝

## 第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。当日ご来場いただかなくとも、書面によって議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ですが後記参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2021年5月17日（月曜日）午後5時00分までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、本投資法人規約第14条において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす」旨を定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年5月18日（火曜日）午前10時  
(なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲 3階 Room 2+3  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項  
決 議 事 項  
第1号議案 規約一部変更の件  
第2号議案 執行役員2名選任の件  
第3号議案 監督役員3名選任の件  
第4号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントによる「運用状況報告会」ですが、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年2月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.naf-r.jp/ir/7-2.html>) にてご覧いただくことができます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://www.naf-r.jp/>) に掲載いたします。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更等を本投資法人のウェブサイト (<https://www.naf-r.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資法人の投資主総会に係る決議の結果は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.naf-r.jp/>) の「IRカレンダー」のページに投資主総会決議ご通知として掲載いたしますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。投資主の皆様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。
- 投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、ご自身の健康状態、開催日時点の新型コロナウイルス感染症の感染状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱が認められる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただきます、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。

- 役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、原則としてマスクを着用した状態で応対をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資法人の資産運用会社である株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントによる「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年2月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.naf-r.jp/ir/7-2.html>) にてご覧いただくことができます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://www.naf-r.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 暦年の表記を和暦表記から西暦表記に変更を行うものです（現行規約第9条第3項、第15条第1項、制定・改定履歴）。
- (2) 今般第4号議案において補欠監督役員を選任するにあたり、補欠の役員（執行役員及び監督役員をいいます。）の選任に係る決議が効力を有する期間についての規定を新設するものです（変更案第17条第3項）。
- (3) 執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任に関する規定について、投資信託及び投資法人に関する法律の規定の記載に合わせる変更を行うものです（現行規約第19条）。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集及び開催） 1. ～2. （省略） 3. 投資主総会は、 <u>平成29年</u> 4月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの4月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。 4. （省略）	第9条（招集及び開催） 1. ～2. （現行どおり） 3. 投資主総会は、 <u>2017年</u> 4月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの4月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。 4. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成29年2月末日及び以後隔年ごとの2月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人が第9条第3項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. ～3. （省略）</p>	<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、2017年2月末日及び以後隔年ごとの2月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人が第9条第3項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. ～3. （現行どおり）</p>
<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. ～2. （省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. ～2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>補欠の役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、その直前に役員が選任された投資主総会）において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第19条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、<u>投信法の規定に従い</u>、役員会の決議によって、<u>執行役員及び監督役員の責任を法令の限度において免除</u>することができる。</p>	<p>第19条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する<u>損害賠償責任の免除</u>）</p> <p>本投資法人は、<u>投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の損害賠償責任について</u>、当該役員が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、<u>責任の原因になった事実の内容、当該役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは</u>、役員会の決議によって、<u>法令に定める限度において免除</u>することができる。</p>
<p>制定・改定履歴</p> <p>制定： <u>平成17年10月13日</u></p> <p>改定： <u>平成17年10月28日</u></p> <p>改定： <u>平成17年11月21日</u></p> <p>改定： <u>平成19年10月12日</u></p> <p>改定： <u>平成21年5月22日</u></p> <p>改定： <u>平成23年5月20日</u></p> <p>改定： <u>平成25年5月17日</u></p> <p>改定： <u>平成26年3月1日</u></p> <p>改定： <u>平成27年5月19日</u></p> <p>改定： <u>平成29年5月19日</u></p>	<p>制定・改定履歴</p> <p>制定： <u>2005年10月13日</u></p> <p>改定： <u>2005年10月28日</u></p> <p>改定： <u>2005年11月21日</u></p> <p>改定： <u>2007年10月12日</u></p> <p>改定： <u>2009年5月22日</u></p> <p>改定： <u>2011年5月20日</u></p> <p>改定： <u>2013年5月17日</u></p> <p>改定： <u>2014年3月1日</u></p> <p>改定： <u>2015年5月19日</u></p> <p>改定： <u>2017年5月19日</u></p> <p>改定： <u>2021年5月18日</u></p>

## 第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員池田孝及び伊倉健之の2名は、2021年5月20日をもって任期満了となりますので、2021年5月21日付で、執行役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案における執行役員の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項但書の定めに基づき、就任する2021年5月21日から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時まで、とします。

また、執行役員の選任に関する本議案は、2021年4月19日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、並びに 本投資法人における地位及び担当
1	池田孝 (1949年5月1日)	1972年4月 三井不動産株式会社 入社 1998年4月 同社 資産マネジメント本部資産情報営業部長 2000年4月 同社 住宅事業本部都市開発第二事業部長 2001年4月 同社 執行役員 住宅事業本部都市開発第二事業部長 2003年4月 同社 グループ執行役員 三井不動産販売株式会社（現 三井不動産リアルティ株式会社） 代表取締役副社長 2006年4月 三井不動産住宅サービス株式会社（現 三井不動産レジデンシャルサービス株式会社） 代表取締役社長 2011年4月 三井不動産株式会社 顧問 三井不動産住宅サービス株式会社（現 三井不動産レジデンシャルサービス株式会社） 取締役会長 2017年5月 日本アコモデーションファンド投資法人 執行役員（現任）
2	伊倉健之 (1961年8月10日)	1984年4月 三井不動産株式会社 入社 2010年4月 同社 業務管理部長 2012年4月 同社 企画調査部長 2015年4月 株式会社三井不動産アコモデーションファンド マネジメント 出向 代表取締役社長（現任） 2015年5月 日本アコモデーションファンド投資法人 執行役員（現任）



- ・執行役員候補者池田孝と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・執行役員候補者伊倉健之は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結している株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントの代表取締役です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有していません。
- ・上記各執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。両執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。

### 第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員太田恒久、齋藤弘明及び増田光利の3名は、2021年5月20日をもって任期満了となりますので、2021年5月21日付で、監督役員3名の選任をお願いするものです。なお、本議案において選任される監督役員の任期は、投信法第101条第1項及び本投資法人規約第17条第2項但書の定めに基づき、就任する2021年5月21日から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時まで、とします。

なお、投信法及び本投資法人規約の定めにより、監督役員の員数は執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位
1	増田光利 (1968年3月27日)	1990年10月 監査法人 朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人） 入社 1994年4月 公認会計士登録 2001年12月 公認会計士増田会計事務所 開設（現任） 2007年12月 株式会社えいえん堂 代表取締役（現任） 2013年4月 一般財団法人林レオロジー記念財団（現 公益財団法人林レオロジー記念財団） 監事（現任） 2014年3月 株式会社シー・エス・イー 監査役（現任） 2014年6月 株式会社フジミ 監査役（現任） 2017年5月 日本アコモデーションファンド投資法人 監督役員（現任） 2019年6月 Y e e J a p a n 株式会社 代表取締役（現任） 2020年3月 株式会社 J M C 監査役（現任）
2	江藤美香 (1962年4月3日)	1985年4月 オリエン特・リース株式会社（現 オリックス株式会社） 入社 1990年3月 不動産鑑定士登録 2008年9月 株式会社江藤不動産鑑定事務所 取締役（現任） 2009年4月 東京家庭裁判所 家事調停委員（現任） 2011年6月 国土交通省 地価公示 分科会 幹事 2012年10月 相続税路線価評価員 主幹 2014年1月 東京都港区財産価格審議会 委員（現任） 2014年3月 東京都土地評価協議会委員 2019年8月 神奈川県川崎市不動産評価専門委員（現任） 2019年8月 固定資産評価員 幹事（現任）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
3	えの もと えい き 榎 本 英 紀 (1969年5月22日)	1999年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2005年6月 株式会社ゼンリン 社外監査役 2009年8月 石井・榎本法律事務所 開設 2014年4月 第一東京弁護士会 監事 2014年6月 科研製薬株式会社 社外取締役（現任） 2018年4月 最高裁判所司法研修所 教官（2021年5月6日 付で解嘱予定） 2019年1月 榎本・藤本総合法律事務所 開設（現任）

- ・上記各監督役員候補者は、上記記載以外の他の法人の役員である場合がありますが、それらを含め、上記各監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・監督役員候補者増田光利は、公認会計士増田会計事務所の所長、株式会社えいえん堂の代表取締役及びY e e J a p a n株式会社の代表取締役です。
- ・監督役員候補者江藤美香は、株式会社江藤不動産鑑定事務所の取締役です。
- ・監督役員候補者榎本英紀は、榎本・藤本総合法律事務所の弁護士です。
- ・上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有していません。
- ・監督役員候補者増田光利は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。監督役員候補者増田光利は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員候補者江藤美香及び榎本英紀は、監督役員に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 補欠監督役員1名選任の件

本投資法人の監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、予め補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案による変更後の本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期が満了する時まで、とします。

補欠監督役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位
いわたにせいじ 岩谷誠治 (1964年9月2日)	1987年4月 株式会社資生堂 入社 1990年10月 監査法人 朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人） 入社 1994年3月 公認会計士登録 2001年6月 岩谷誠治公認会計士事務所 開設（現任） 2006年8月 株式会社会計意識 代表取締役（現任） 2015年6月 日本ルツボ株式会社（登記上社名：日本増埜株式会社） 社外取締役（現任）

- ・上記補欠監督役員候補者は、上記記載以外の他の法人の役員である場合がありますが、それらを含め、上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、岩谷誠治公認会計士事務所の所長及び株式会社会計意識の代表取締役です。
- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有していません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。補欠監督役員候補者岩谷誠治が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

## 第10回投資主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲 3階 Room 2+3  
TEL: 03-3548-3770 (代表)



(交通) 「日本橋駅」 A7出口 直結 (東西線・銀座線・浅草線)  
「東京駅」 八重洲北口 徒歩3分 (JR線・丸ノ内線)

なお、当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

近隣には「ベルサール」の建物が2つあります。本会場は『ベルサール八重洲』です。お間違いないようにご来場ください。